

身体的拘束を最小化するための指針

よつば循環器科クリニック

1. 目的

本指針は患者の尊厳と権利を守り、安全で質の高い医療を提供するため、身体的拘束を最小化する体制と手順を定めることを目的とする

2. 基本方針

1. 身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は患者の自由を制限する行為であり、人間としての尊厳の侵害、QOL の低下や心理状況を悪化させるため、人権擁護の観点から見て適切とは言えず、原則として行わないことを基本とする

2. 身体的拘束の定義

抑制帯等、患者の身体又は衣類に触れる何らかの器具を使用したり、向精神薬等の過剰な投薬により、一次的に患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限を言う

3. 最終的手段としての実施ならびに実施基準

身体的拘束は、患者またはほかの患者の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に限り、最終的な手段として実施する

(1) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う要件

患者または他の患者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、次の3要件すべて満たした場合に限り、必要最低限の身体的拘束を行うことができる

- 切迫性：患者または他の患者の生命または身体が危険にさらされている可能性が著しく高い事
- 非代替性：身体的拘束を行う以外に切迫性を除く方法がない事
- 一次性：身体的拘束が必要最低限の期間であること

(2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の説明と同意

上記3要件については医師・看護師等を含む多職種で検討し、医師が指示し、患者・家族等への説明と同意を得て行うことを原則とするまた身体的拘束の同意が得られない場合は、家族の付き添い等の協力を得る

4. 拘束の解除

- ・ 身体的拘束は必要がなくなり次第、速やかに解除する
- ・ 拘束中も定期的に患者の状態を観察し、拘束の継続が必要かを判断する

5. 代替手段の追求

身体的拘束の代わりとなる方法（環境調整、ケア方法の工夫、見守り体制の強化など）を最大限活用する

6. 法令・倫理基準の遵守

国内外の関連法規や倫理基準を順守し、透明性のある運用を行う

3. 身体的拘束を最小化するための組織体制

1. 委員会の設置

- ・ 「身体的拘束最小化委員会」を設置し、取り組みの評価と改善を行う
- ・ 委員会には医師、看護師、薬剤師等を含める

2. 身体的拘束最小化のための研修

- ・ 身体的拘束の最小化、倫理的配慮、安全管理等に関する研修を原則年 1 回以上及び職員採用時に実施する

4. 経過観察ならびに評価と記録

1. 記録と分析

- ・ 身体的拘束が行われた事例を記録し、定期的に分析する
- ・ 身体的拘束の頻度、理由、継続時間等を評価し、改善策を策定する

2. 患者・家族の意見収集

- ・ 身体的拘束に関する患者や家族の意見を収集し、運用の改善に反映する

5. 指針の見直し

- ・ 本指針は、法令改正や社会的要請に応じて、定期的に見直しを行う
- ・ 必要に応じて、外部専門家や第三者機関の意見を取り入れる

以上の指針に基づき、患者の尊厳を守りながら安全で質の高い医療を提供する

なお本指針は、当院の当該マニュアルに綴り、全職員が閲覧可能とするほか、患者様やご家族などが閲覧できるよう当院ホームページに掲載することとします。

(附則)

この指針は 2025 年 5 月 1 日より施行する